

平成 19 年 5 月 15 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 14 号

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）」 の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）による制度改正を契機とする退職給付会計に係る論点の検討の一環として、「退職給付に係る会計基準注解」（注 12）に基づく会計処理（いわゆる例外処理）を適用していた場合における開示の見直しについて検討してまいりましたが、平成 19 年 5 月 10 日の第 128 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「本会計基準」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本会計基準につきましては、平成 19 年 3 月 9 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本会計基準の概要

■ 目的

本会計基準は、企業会計審議会が平成 10 年 6 月 16 日に公表した「退職給付に係る会計基準」（「退職給付に係る会計基準注解」を含む。）のうち、同注解（注 12）「複数事業主制度の企業年金について」を改正することを目的とする。

■ 改正点

改正前	改正後
退職給付に係る会計基準注解 (注 12) 複数事業主制度の企業年金について <u>総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理する。この場合においては、掛金拠出割合等により計算した年金資産の額を注記するものとする。</u>	退職給付に係る会計基準注解 (注 12) 複数事業主制度の企業年金について <u>複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理する。この場合においては、重要性が乏しいときを除き、当該年金制度全体の直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明を注記するものとする。</u>

■ 適用時期

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。
- (2) 平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度についても適用することができる。

(注) 会社が連結財務諸表を作成している場合には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の 13 第 2 項の規定により、当該会社の個別財務諸表において退職給付に関する注記は求められない。この場合には、適用初年度に係る連結財務諸表から本会計基準による注記を行うこととなる。

以 上